

外部給電機能付のPHEV(プラグインハイブリッド車)やBEV(電気自動車)、
FCEV(燃料電池車)の購入を検討されている企業様へ

事業者向け

外部給電機能付 次世代自動車普及促進事業 補助金

申請
受付期間

令和7年
4月1日(火)

令和8年
3月31日(火)

外部給電機能付の次世代自動車を購入で

最大 **22** 万円補助

補助金額 *車両ごとの補助額は市HPの「補助対象車一覧」を参照

購入した車両	A 車両に対する補助 (車両ごとに設定)	B 付帯設備等への補助 (Aに上乗せ加算)	最大補助額 A + B
 PHEV・BEV	上限20万円	充電設備 (標準装備の場合は対象外) 上限2万円	最大22万円
 FCEV	上限15万円	—	最大15万円
 超小型EV	上限7.5万円	—	最大7.5万円

超小型EVとは

道路交通法施行規則別表第2で定義されている「ミニカー」の内、定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下の電動機を有する三輪以上のものであって、標識交付証明書にミニカーと記載されているもの。

※外部給電機能を有していることが必須条件となります(超小型EV 除く)。外部給電機能の定義については市HP掲載の要綱をご確認ください。

※充電設備の設置に要した費用(税抜)が2万円に満たない場合、設置費用を上乗せ補助

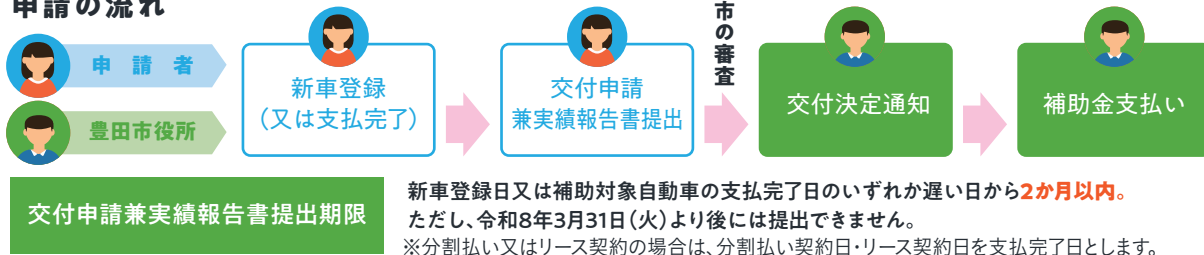
※充電設備が標準装備の場合は補助対象外(工事費用のみの請求は対象外)

※充電設備は、自らの市内事業所に設置した場合に補助対象

補助対象者 注意:補助金の申請は1事業者につき同一年内1台までです!

- ✓ 豊田市内に本社、支社、支所、営業所等を置く事業者で、補助金の申請日以前から事業の活動実態がある
- ✓ 豊田市税を滞納していない

申請の流れ



申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。詳細はこちら▶



お問い合わせ

豊田市環境政策課補助金窓口(豊田市役所環境センター1階)

TEL 0565-41-7391 FAX 0565-41-7392 Email ecolife@city.toyota.aichi.jp

月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時45分(土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できません)

本市における脱炭素関連の主な支援策を紹介します。詳細は二次元コードをご参照ください。

相談

●カーボンニュートラル相談窓口(中小企業者向け)

豊田市内に事業所がある中小企業者を対象に、カーボンニュートラルや省エネに関して相談できる窓口を設置。

ポイント

- ①無料で相談可
- ②専門家によるアドバイス
- ③オンラインも対面(ものづくり創造拠点SENTAN)も対応

詳しくは
こちら ▶



普及

●グリーン電力証書の販売

本市で活動する事業所及び団体を対象に、

藤岡南中学校に設置している太陽光パネルで発電した電力

及び渡刈クリーンセンターでバイオマス発電した電力から発生した、「グリーン電力証書」を販売

詳しくは
こちら ▶



補助金

●豊田市設備投資奨励金

市内で製造業・ソフトウェア業等に属する事業を営む会社が、温室効果ガスの排出量削減等を目的として行う設備投資に要する費用の一部を補助。

対象設備

専ら生産、研究又は開発の用に供する償却資産

最低投資額

中小企業1,000万円、大企業3億円

補助率

中小企業20%、大企業10%

※市場規模拡大分野に該当する場合は、補助率を10%上乗せ

※指定申請受付期限:事業着手の30日前までに奨励事業者の指定申請を行う必要があります。

事業着手の定義は案件ごとに異なるため、お早めに御相談ください。

詳しくは
こちら ▶



●豊田市新エネルギー活用促進補助金

市内で製造業又は運輸業※1に属する事業を営む中小企業又は中堅企業※2が、再エネ発電設備(太陽光発電、蓄電池等)又は水素活用設備(再生可能エネルギー由来水素発電システム、純水素型燃料電池、水素燃料ボイラー、温水発生器、水素バーナー)を導入する費用の一部を補助(自己所有、自家消費に限る)。

補助率・上限額

再エネ発電設備は豊田市SDGs認証(ゴールド、シルバーに限る。)を取得している場合、対象経費の2/3 上限4,000万円、それ以外の場合、対象経費の1/2 上限3,000万円。
水素活用設備は対象経費の1/2 上限は設備に応じ最高1億円

※1 運輸業の一部が対象になります。対象業種については、HP・要綱をご覧ください。

※2 大企業のうち従業員2,000人以下の会社が対象になります。詳しくはHP・要綱をご覧ください。

詳しくは
こちら ▶



減税

●豊田市版環境減税(再生可能エネルギー発電設備減税)

10kW以上2,000kW未満の事業用太陽光発電システム等の固定資産税(償却資産)を課税初年度より3年間1/2とする。(課税標準の特例が適用される場合を除く)

※令和7年4月1日から取得のものは自家消費型のみが対象です。

(ただし、令和7年12月31日までは経済産業大臣の認定を受けた設備も対象になります。)

詳しくは
こちら ▶

